

松江市きれいなまちづくり条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日

松江市規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松江市きれいなまちづくり条例(平成 18 年松江市条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化推進地域の指定)

第 2 条 条例第 11 条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 美化推進地域の名称
- (2) 美化推進地域の範囲
- (3) 美化推進地域の指定年月日又は変更年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により美化推進地域の指定又は変更の告示をしたときは、当該地域内に美化推進地域図等を設置し、周知するものとする。

(喫煙制限区域の指定)

第 3 条 前条の規定は、条例第 12 条第 2 項において準用する条例第 11 条第 3 項の規定による告示について準用する。この場合において、前条中「美化推進地域」とあるのは「喫煙制限区域」と読み替えるものとする。

(勧告)

第 4 条 条例第 15 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 1 号)により行うものとする。

(公表の方法)

第 5 条 条例第 15 条第 2 項の規定による公表は、次の事項について松江市公告式条例(平成 17 年松江市条例第 3 号)第 2 条第 2 項の規定に準じて行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告の内容及び勧告に従わなかった旨
- (3) その他市長が必要と認める事項

(命令)

第 6 条 条例第 16 条の規定による命令は、命令書(様式第 2 号)により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。

(過料)

第8条 市長は、条例第19条の規定による過料の処分を行おうとするときは、告知書(様式第4号)により、あらかじめ告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、指定期限までに弁明書(様式第5号)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

3 市長は、第1項の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(様式第6号)により通知するものとする。

4 条例第19条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、きれいなまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例施行規則の廃止)

2 みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例施行規則(平成13年宍道町規則第4号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月30日松江市規則第22号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。